

事 務 連 絡

平成22年10月29日

各都道府県消防防災主管課

東京消防庁・指定都市消防本部

御中

消防庁予防課

避難器具（救助袋）事故の発生について

平成21年11月に長野県において発生した救助袋事故については、「避難器具（救助袋）の訓練時における落下事故について」（平成22年5月26日付け事務連絡）により、関係事業所等へ訓練、点検等の際の安全管理等の周知をお願いしたところです。

また、この事故のほか、大阪府においても救助袋の負傷事故が発生したとの報告がありました。

消防庁では、これらの事故に関する原因究明等について、製造事業者等に対し指示してきたところであり、このたび、その結果について報告がありましたので、別添のとおりお知らせします。

貴職におかれましては、これを踏まえて防火対象物の関係者及び点検業者等に対し、防火対象物における救助袋を使用した訓練、点検等の際の参加者への降下姿勢等の事前説明の徹底、参加者の年齢、体力等に応じた安全確保の実施、必要な補助者の配置等安全管理の徹底について周知を図られますようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合等を含む。）に対し、この旨周知するようお願いいたします。

総務省消防庁予防課

担当：塩谷、伊倉

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

事故概要

1 長野県で発生した救助袋の負傷事故の概要

発 生 日	平成21年11月5日(木)
場 所	長野県
負 傷 者	1名(重症)
事 故 概 要	救助袋(垂直式)を使用して避難訓練を実施中、3階から降下中の訓練参加者が当該救助袋の中でバランスを崩し、地面に臀部を打ち負傷したものの。
考 え ら れ る 原 因	製造事業者及び日本消防設備安全センターによる調査の結果、事故製品に構造及び外観上の欠陥は存在せず、降下速度も基準を満たしており、事故製品自体に異常は認められなかった。よって、救助袋を降下中、降下者の靴が滑降部に引っかかったため、降下姿勢が変化し、イレギュラーな姿勢で着地した結果、臀部を強打し、負傷したものと推測される。

2 大阪府で発生した救助袋の負傷事故の概要

発 生 日	平成22年5月31日(月)
場 所	大阪府
負 傷 者	1名(重症)
事 故 概 要	救助袋(斜降式)を使用して避難訓練を実施中、4階から降下中の訓練参加者が救助袋内で右足を負傷したものの。
考 え ら れ る 原 因	製造事業者及び日本消防設備安全センターによる調査の結果、事故製品に構造及び外観上の欠陥は存在せず、降下速度も基準を満たしており、事故製品自体に異常は認められなかった。よって、救助袋を降下中、足を救助袋の内面に引っかけたこと、あるいは足をひねったことにより負傷したものと推測される。